資料４

令和

**議会手続のオンライン化等に係る会議規則等の改正概要（案）**

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法改正案が令和５年４月に成立したことを受け、同年10月に改正された標準都道府県議会会議規則、標準都道府県委員会条例に基づき、大阪府議会会議規則、大阪府議会委員会条例において所要の改正を行う。

**◆会議規則**

|  |
| --- |
| **１．手続のオンライン化**  〇　文書等で行うこととされている手続について、オンライン化を可能とする規定を追加。  ※　府議会では、請願に係る手続を除き、既にメールや大阪府議会情報共有サイトにおいて、一部手続（議員等による議案提出、議事日程の配布等）をオンライン化しているが、標準会議規則の改正に基づきオンライン化を可能とする根拠規定を置く。  **【主な改正内容】**  ・第18章補則に第125条の２以下、各手続についてオンライン化に対応する規定（通知のオンライン化、作成・保存のデジタル化）を新設する。 |
| **２．オンラインによる一般質問**  〇　令和５年２月７日付け総務省行政課長通知により、欠席議員がオンラインによる方法により質問（質疑は不可）することは差支えないと示されたことから、オンライン質問を可能とする規定を追加。  **【主な改正内容】**  ・第60条の２（質問の特例）として、オンライン質問の規定を新設。  　オンライン質問の要件は、以下のとおり。（委員会へのオンライン出席と同内容）  　　 ⑴ 重大な感染症のまん延防止措置、大規模災害の発生等  　　 ⑵ 育児、介護等のやむを得ない事由  ・第49条（発言の通告等）、第120条（会議録の記載事項）に対応する規定を整備する。 |
| **３．その他規定整備**  **【主な改正内容】**  **①　会議時間の変更の柔軟化（第８条）**  ・会議中は原則として議長宣告により、会議時間外は議長が緊急を要するとき、その他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間の繰上げ又は延長を可能とする。  **②　現在の社会情勢に照らした用語の改正等（第108条）**  ・「外とう」、「えり巻」等を「コート」、「マフラー」等に改める。  **③　病気等の理由により会議への出席に必要と認められる物について届出制を導入（第108条）**  ・病気等の理由により議場に持込みが必要な物（車いす等の補装具等）については、許可制ではなく届出制に改める。 |

**◆委員会条例**

|  |
| --- |
| **【主な改正内容】**  **①　公聴会における意見陳述申出のオンライン化（第22条）**  ・公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出について、オンライン化に対応する規定を整備する。  **②　会議録作成のデジタル化（第27条）**  ・委員会の会議録作成について、デジタル化に対応する規定を整備する。  ※　府議会では、既にデジタル化しているが、標準委員会条例の改正に基づきデジタル化を可能とする根拠規定を置く。 |

【施行日】

　会議規則、委員会条例ともに、令和６年４月１日